

遺言書

遺言者である司法太郎は、この遺言書により、次のとおり遺言する。

1. 遺言者は、遺言者の有する下記の不動産を妻である司法花子に相続させる。

記

(1) 土地

所 在	町田市原町田二丁目
地 番	1 2 3 4 番 5
地 目	宅地
地 積	1 0 0 . 0 0 m ²

(2) 建物

所 在	町田市原町田二丁目 1 2 3 4 番地 5
家屋番号	1 2 3 4 番 5
種 類	居宅
構 造	木造スレートぶき 2階建
床面積	1階 5 0 . 0 0 m ² 2階 5 0 . 0 0 m ²

以上

2. 遺言者は、遺言者が有する次の預貯金を長男である司法一郎に相続させる。

記

(1) 三井住友銀行 町田支店 普通預金 口座番号 1 2 3 4 5 6

(2) 三菱東京UFJ銀行 町田支店 普通預金 口座番号 1 2 3 4 5 6

以上

3. 遺言者は、この遺言の執行者として、次のものを指定する。

東京都町田市原町田二丁目 2 番 1 号
ライオンズマンション町田第 6 - 4 0 3
司法書士さえき事務所 司法書士佐伯知哉

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京都町田市原町田二丁目 1 2 番 3 4 号

遺言者 司 法 太 郎 (印)